

2019 年 6 月 21 日

地域医療構想調整会議での 議論の活性化にむけて

公益社団法人 日本医師会

副会長 中川 俊男

1.	公立・公的医療機関等の概要	1
1.1.	病院数・病床数	1
1.2.	公的資金の投入及び税制	3
2.	公立病院の現状	5
2.1.	繰入金	5
2.1.1.	地方交付税	5
2.1.2.	繰入金の根拠法および推移	7
2.1.3.	項目別繰入金	14
2.2.	医業収入及び利益	21
2.2.1.	医業収入及び医業利益率	21
2.2.2.	医業利益率と給与費および病床利用率	25

1 1. 公立・公的医療機関等の概要

2

3 1.1. 病院数・病床数

4

5 公立・公的医療機関等（ここでは国設置をすべて含む）は 2017 年におい
6 て 1,590 病院（18.9%）、病床数 461 千床（29.6%）である（表 1.1.2）。

7

8

9 表 1.1.1 新公立病院改革プラン・公的医療機関等 2025 プラン策定対象病院

開設者	本稿での略称	医療法	策定プラン
都道府県	公立病院	公的医療機関	新公立病院改革プラン
市町村			
地方独立行政法人			
独立行政法人国立病院機構	国立病院		公的医療機関等 2025プラン
独立行政法人労働者健康安全機構	労災病院		
独立行政法人地域医療機能推進機構	JCHO		
日本赤十字社	日赤	公的医療機関	
社会福祉法人恩賜財団済生会	済生会		
厚生農業協同組合連合会	厚生連		
社会福祉法人北海道社会事業協会			
健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合			
上記以外の地域医療支援病院			
上記以外の特定機能病院			

10

11

12

1

表 1.1.2 開設者別病院数・病床数

開設者	病院数			病床数		
	2015	2017	増減	2015	2017	増減
(独)国立病院機構	143	142	▲ 1	54,696	54,227	▲ 469
国立大学法人	48	48	0	32,713	32,738	25
(独)労働者健康福祉機構	34	34	0	13,065	12,821	▲ 244
国立高度専門医療研究センター	8	8	0	4,227	4,185	▲ 42
(独)地域医療機能推進機構	57	57	0	16,223	15,995	▲ 228
その他	39	38	▲ 1	9,057	8,218	▲ 839
国	329	327	▲ 2	129,981	128,184	▲ 1,797
都道府県	200	198	▲ 2	54,629	53,258	▲ 1,371
市町村	649	627	▲ 22	136,963	130,230	▲ 6,733
地方独立行政法人	94	102	8	35,315	40,163	4,848
公立	943	927	▲ 16	226,907	223,651	▲ 3,256
日赤	92	92	0	36,461	35,930	▲ 531
済生会	79	82	3	21,928	22,508	580
北海道社会事業協会	7	7	0	1,785	1,717	▲ 68
厚生連	106	103	▲ 3	33,762	32,998	▲ 764
健康保険組合及びその連合会	9	9	0	1,970	1,934	▲ 36
共済組合及びその連合会	45	42	▲ 3	14,213	13,389	▲ 824
国民健康保険組合	1	1	0	320	320	0
その他公的等	339	336	▲ 3	110,439	108,796	▲ 1,643
公立公的医療機関等計	1,611	1,590	▲ 21	467,327	460,631	▲ 6,696
シェア(%)	19.0	18.9	—	29.8	29.6	—
医療法人	5,737	5,766	29	860,184	865,116	4,932
個人	266	210	▲ 56	26,075	20,109	▲ 5,966
医療法人・個人	6,003	5,976	▲ 27	886,259	885,225	▲ 1,034
その他	866	846	▲ 20	212,382	209,023	▲ 3,359
合計	8,480	8,412	▲ 68	1,565,968	1,554,879	▲ 11,089

*厚生労働省「医療施設(静態・動態)調査」から作成

2

3

4

5

1 1.2. 公的資金の投入及び税制

2

3 地域医療構想では「公立・公的医療機関等」とひと括りにされているが、
4 公的資金が投入されているかどうか等の視点でみると、大きく、税金が投入
5 されていて税金を払っていない医療機関、税金を（一部）払っていない医療
6 機関、税金を払っている医療機関に区分できる。

7

8 税金が投入されていて税金を払っていない医療機関

9 ① 公立（都道府県、市町村、独立行政法人）は一般会計から繰入金が入
10 されており、非課税である。

11 ② 国および独立行政法人は政府出資で設置されており、非課税である。現
12 在では少なくなっているが運営費交付金も投入されてきた。

13 税金を（一部）払っていない医療機関

14 ③ 公立以外の公的医療機関は収益事業のみ課税で、医療保健業は収益事業
15 から除外されている。なお、公立病院の繰入金に準じて地元自治体から
16 補助金を受けているケースがある。

17 ④ 地域医療支援病院（上記以外）：民間の地域医療支援病院のうち一部は
18 収益事業課税である。地域医療支援病院は、かかりつけ医の支援がその
19 役割であり、かかりつけ医にとって重要性が高い。

20 税金を払っている医療機関

21 ⑤ 地域医療支援病院は医療法人も含めて、地域医療構想の「公立・公的医
22 療機関等」に該当するが、医療法人は全所得課税である。

23 その他（特定機能病院）

24 ⑥ 特定機能病院は医療法において高度の医療の提供、高度の医療技術の開
25 発及び高度の医療に関する研修等を求められている。特に特定機能病院
26 のうち医育機関（大学病院本院）は他の病院にはない教育という目的が
27 ある。

28

29

1

表 1.2.1 公立・公的医療機関等の違い

代表的なケースを例示しており以下に当てはまらない場合もある

区分	開設者等		医療法	税金等の投入	税制(法人税・法人住民税)
1	都道府県、市町村、 地方独立行政法人		公的医療機関 地域医療対策 への協力	地方公共団体の出資 一般会計繰入金	納税義務なし (非課税)
2	国立病院機構、労働者健康安全 機構、地域医療機能推進機構		—	政府出資(※) 運営費交付金	納税義務なし (非課税)
3	日赤、済生会、北海道社会事 業協会、厚生連、健康保険組 合等、共済組合等、国民健康 保険組合		公的医療機関 地域医療対策 への協力	公立病院の繰入金に 準じて地元自治体から 補助金を受けている ケースがある	収益事業課税
4	上記以外の 地域医療支 援病院	医療法人以外の 場合	地域医療支援病院 地域の医師確保 を支援	—	収益事業課税
5		医療法人の場合			全所得課税
6	特定機能病院		特定機能病院	開設主体による	

※税金のほか、労働者健康安全機構の病院は労災保険料、地域医療機能推進機構の病院は年金保険料、健康保険料を財源とする現物出資

*2017年11月20日 厚生労働省地域医療構想に関するワーキンググループ資料ほかから作成

2

3

4

5 表 1.2.2 主な開設主体別の税制(法人税・法人住民税・法人事業税関係)

代表的なケースを例示しており以下に当てはまらない場合もある

開設者	開設者		国税	地方税		
	開設者	開設者	法人税	法人都道府 県民税 (法人税割)	法人市町村民 税(法人税割)	法人事業税
1	都道府県、市町村、 地方独立行政法人		非課税	非課税	非課税	非課税
2	国立病院機構、労働者健康安全 機構、地域医療機能推進機構		非課税	非課税	非課税	非課税
3	日赤、済生会、北海道社会事 業協会、厚生連、健康保険組 合等、共済組合等、国民健康 保険組合		収益事業課税(医 療保健業は収益 事業から除外)	収益事業課税(医 療保健業は収益 事業から除外)	収益事業課税(医 療保健業は収益 事業から除外)	収益事業課税(医 療保健業は収益事 業から除外)
4	上記以外の 地域医療支 援病院	医療法人以外の 場合	収益事業課税(医 療保健業は収益 事業から除外 (※))	収益事業課税(医 療保健業は収益 事業から除外 (※))	収益事業課税(医 療保健業は収益 事業から除外 (※))	収益事業課税(医 療保健業は収益事 業から除外(※))
5		医療法人の場合	全所得課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税(社会保 険診療収入は非課 税、自由診療収入は 軽減税率適用)

6※)社会医療法人では本来業務として行う医療保健業は収益事業から除外

7

8

1 2. 公立病院の現状

2

3 2.1. 繰入金

4

5 2.1.1. 地方交付税

6

7 公立病院がある地方公共団体に対して地方交付税（普通交付税、特別交付
8 税）が措置されている。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を
9 超える地方団体に対して、特別交付税は普通交付税の額が財政需要に比して
10 過少であると認められる地方公共団体に対して交付される。毎年度の省令改
11 正により算定額、単価を決定する（表 2.1.1）。

12 「新公立病院改革ガイドライン」¹により、地方交付税の算定基礎が一部
13 許可病床から稼働病床に変更されたが²、稼働病床数は「病床機能報告制度」
14 の定義により、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除い
15 た病床数である³。また同ガイドラインにより、「許可病床削減数×345千円」
16 の加算が設けられた（2016年度から5年間の措置）⁴。

17 地方交付税は地方交付税法によって用途を制限することが禁じられてい
18 るので⁵、措置額がそのまま病院に入るわけではない（とはいえ結構入る）。
19 総務省が病院への繰出基準を提示し、それを踏まえて各地方公共団体が繰出
20 を行っている。

21

¹ 「新公立病院改革ガイドライン」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000382135.pdf

² 普通交付税の病床割、特別交付税の不採算地区病院、リハビリテーション専門病院（一般病床及び療養病床）について算定する際の病床数について許可病床数から稼働病床数に見直し。

総務省「準公営企業室関係資料」http://www.soumu.go.jp/main_content/000343702.pdf

³ 現在の稼働病床数は、一般的な病床利用率（在院患者延べ数÷許可病床数）と乖離が大きいことから2020年度移行の病床機能報告から稼働病床の報告を廃止する方向である。

「病床機能報告の見直しについて」2019年2月22日 厚生労働省地域医療構想に関するワーキンググループ資料

⁴ 総務省ホームページ 地方公営企業等→全体的なお知らせ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/oshirase.html

「準公営企業室関係資料」http://www.soumu.go.jp/main_content/000343702.pdf

⁵ 地方交付税法第3条2 国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

1 表 2.1.1 病院事業に係る普通交付税および特別交付税措置（2018年度概要）

普通交付税（一部抜粋）

病床割	稼働病床数×750千円＋削減した許可病床数×345千円
救急告示病院	1病院当たり1,697千円＋救急病床数×32,900千円
事業割	1992～2001年度病院事業債元利償還金×0.4 2002年度病院事業債元利償還金×0.3 2003～2014年度病院事業債元利償還金×0.225 2015年度以降病院事業債元利償還金×0.25

特別交付税

		病床の数	単価 (千円)
不採算地区病院 (一般病院※1)	第1種 ※2	稼働病床	1,408
	第2種 ※3	稼働病床	939
上記以外の一般病院で150床未満、直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が3万人以上10万人未満 稼働病床数×(939千円×(1-((半径5km以内の人口-3万人)÷7万人))			
結核病床		許可病床数	1,633
精神病床		許可病床数	1,523
リハビリテーション専門病院 ※4		一般病床及び療養病床の稼働病床数、結核病床許可病床数、精神病床許可病床の合計	310
小児救急医療(道府県)		総務大臣が調査した病院数(1病院当たり)	8,912
救命救急センター		総務大臣が調査した数(1センター当たり)	154,289
周産期医療病床	第1種 ※5	許可病床数	5,305
	第2種 ※6	許可病床数	4,245
	第3種 ※7	許可病床数	2,805
	第4種 ※8	許可病床数	2,243
小児医療病床(道府県)		小児医療のための専用の病床数	1,267
感染症病床(道府県)		許可病床数	4,251

※1)リハビリテーション病院以外および当該病院以外のすべてが児童福祉施設以外の病院

※2) 150床未満で最寄りの一般病院まで15km以上の一般病院

※3) 50床未満で直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が3万人未満の一般病院

※4) その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院

※5) 新生児特定集中治療室等

※6) 新生児特定集中治療室等に準ずる室

※7) 新生児特定集中治療室等の後方病室

※8) は新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室

*普通交付税に関する省令の一部を改正する省令(平成30年7月24日総務省令第46号)、特別交付税に関する省令(平成31年総務省令第20号)、「公立病院改革の取組」(2016年9月13日総務省地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会資料)を参考に作成

2

3

4

1 2.1.2. 繰入金の根拠法および推移

2

3 地方公共団体は公立病院に対して繰出を行なう。根拠法は地方公営企業法
4 である。繰出（病院から見れば繰入金）の範囲は結構広い（表 2.1.2）。

5

6 総務省は、地方公共団体に対して繰出基準（項目と繰出額の計算例）を示
7 している（表 2.1.3）。ただしあくまでひとつの考え方としての例示であり、
8 地方公共団体による基準以上の繰出を妨げるものではない。

9

10

11

表 2.1.2 公立病院への繰入金の根拠

地方独立行政法人法の法文は略。科目の()内は独立行政法人の科目。

根 拠	科 目																				
<p>地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則) (地方独立行政法人法第85条(財源措置の特例))</p> <p>次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。</p> <p>一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費</p> <table border="1"> <tr> <td>繰出基準例</td> <td>救急医療</td> <td>保健衛生行政</td> <td>看護師養成所</td> </tr> </table> <p>二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費</p> <table border="1"> <tr> <td>繰出基準例</td> <td>建設改良費</td> <td>精神医療</td> <td>小児医療</td> </tr> <tr> <td></td> <td>へき地医療</td> <td>感染症医療</td> <td>高度医療</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不採算地区病院</td> <td>リハビリテーション医療</td> <td>附属診療所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>結核医療</td> <td>周産期医療</td> <td></td> </tr> </table>	繰出基準例	救急医療	保健衛生行政	看護師養成所	繰出基準例	建設改良費	精神医療	小児医療		へき地医療	感染症医療	高度医療		不採算地区病院	リハビリテーション医療	附属診療所		結核医療	周産期医療		一般会計負担金(運営費負担金)
繰出基準例	救急医療	保健衛生行政	看護師養成所																		
繰出基準例	建設改良費	精神医療	小児医療																		
	へき地医療	感染症医療	高度医療																		
	不採算地区病院	リハビリテーション医療	附属診療所																		
	結核医療	周産期医療																			
<p>地方公営企業法第17条の3(補助) (地方独立行政法人法第42条(財源措置))</p> <p>地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>繰出基準例</td> <td>災害復旧費</td> <td>共済追加費用</td> <td>医師確保対策経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研究研修費</td> <td>公立病院改革推進経費</td> <td></td> </tr> </table>	繰出基準例	災害復旧費	共済追加費用	医師確保対策経費		研究研修費	公立病院改革推進経費		(一般会計補助金) (運営費交付金)												
繰出基準例	災害復旧費	共済追加費用	医師確保対策経費																		
	研究研修費	公立病院改革推進経費																			
<p>地方公営企業法第18条(出資) (地方独立行政法人法第6条(財源的基礎))</p> <p>地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる</p>	(一般会計出資金) (設立団体出資金)																				
<p>地方公営企業法第18条の2(長期貸付け) (地方独立行政法人法第41条(借入金等)第4項)</p> <p>地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。</p>	(一般会計借入金) (長期借入金)																				

*2008年5月13日 地方独立行政法人会計基準等研究会 公営企業型地方独立行政法人部会資料および「平成30年度の地方公営企業繰出金について(通知)」(総財第71号 2018年4月2日)を参考に作成

表 2.1.3 総務省の公立病院への繰出基準

病院事業 地方公営企業法17条の2第1項第1号

対象経費(繰出項目)	考え方
救急医療の確保に要する経費	<p>ア 救急告示病院又は救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院事業若しくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額</p> <p>イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設の整備に要する経費相当する額</p> <p>① 災害拠点病院</p> <p>② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所にある病院</p> <p>③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等</p> <p>ウ 災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等の備蓄に要する経費に相当する額</p>
保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費
公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

病院事業 地方公営企業法17条の2第1項第2号

対象経費(繰出項目)	考え方
病院の建設改良に要する経費	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1)
へき地医療の確保に要する経費	<p>ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p> <p>イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p>
不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院(許可病床数150床未満(感染症病床を除く)であって、最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上であるもの又は直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のものその他の「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」(平成27年4月10日付け総財準第61号)で定めるもの)の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
結核医療に要する経費	結核病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する

精神医療に要する経費	精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
感染症医療に要する経費	感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
周産期医療に要する経費	周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
小児医療に要する経費	小児医療(小児救急医療を除く)の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
高度医療に要する経費 院内保育所の運営に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
公立病院附属診療所の運営に要する経費	公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

病院事業 地方公営企業法17条の3

対象経費(繰出項目)	考え方
経営基盤強化対策に要する経費	<p>(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1</p> <p>(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費 病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1</p> <p>(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費 職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行日の職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部</p> <p>(4) 公立病院改革の推進に要する経費</p> <p>① 新改革プランの策定並びに実施状況の点検、評価及び公表に要する経費</p> <p>② 新改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p> <p>③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費(④及び⑤を除く)</p>

1

2

	<p>④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準)</p> <p>⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費</p> <p>(5) 医師確保対策に要する経費</p> <p>ア 医師の勤務環境の改善に要する経費 公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額</p> <p>イ 医師の派遣を受けることに要する経費 公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費</p>
--	--

その他

対象経費(繰出項目)	考え方
地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	<p>ア 地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益(基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰り入れられた額を除く。)の経常費用に対する不足額を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるもの</p> <p>イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額(前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。)</p>

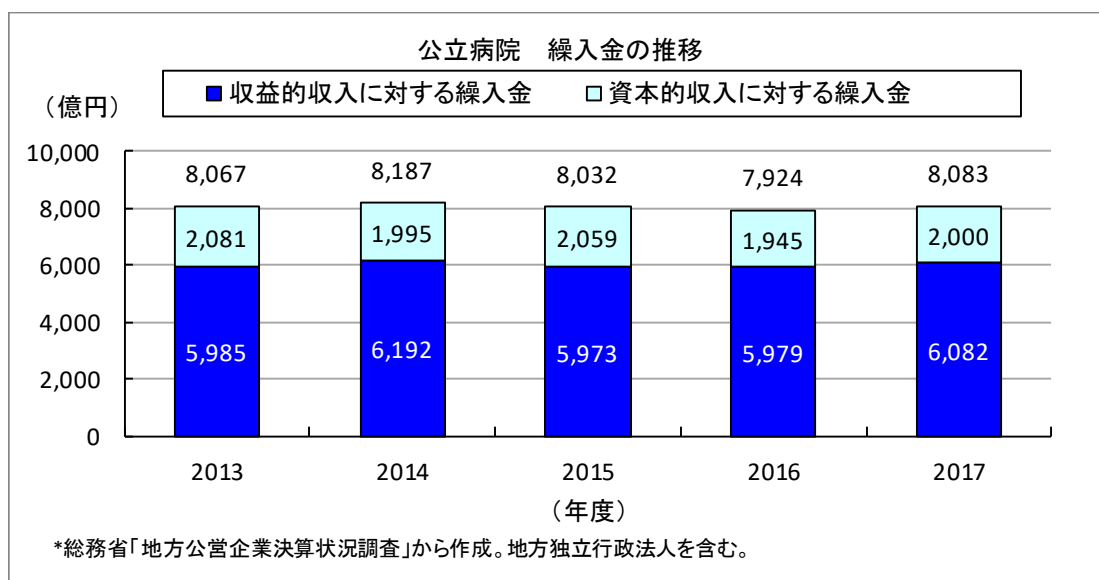
*出所:「平成30年度の地方公営企業繰出金について(通知)」総財公第71号 2018年4月2日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000542134.pdf

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10

1 公立病院への繰入金には、収益的収入に対する繰入金と資本的収入に対す
 2 る繰入金があり、繰入金は合計で年 8,000 億円程度である（図 2.1.1）。ラン
 3 ニングコスト（収益的収入）に対する繰入金だけで 1 病院当たり 7 億円であ
 4 る（図 2.1.2）。

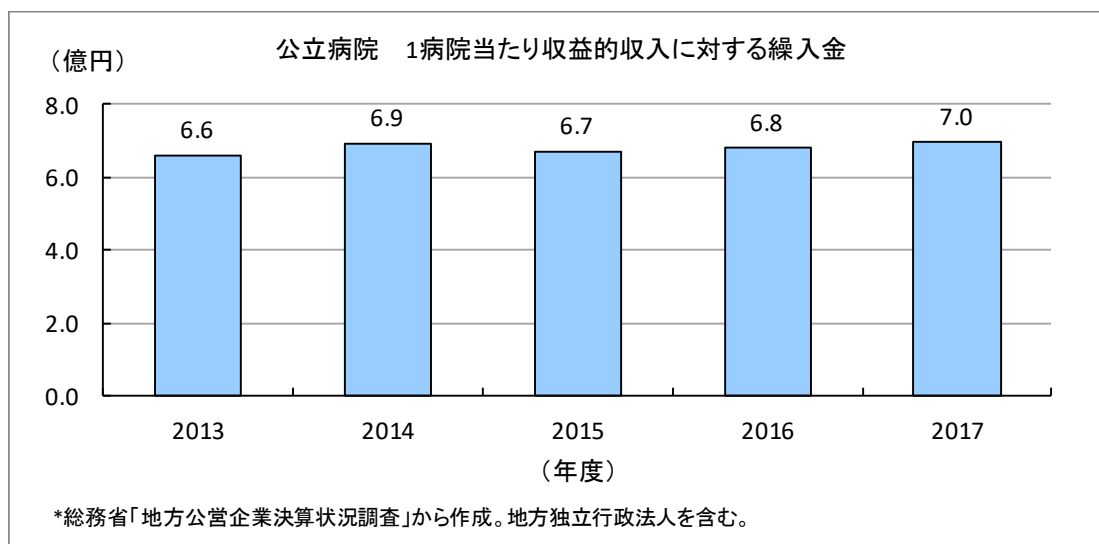
5
 6

図 2.1.1 公立病院への繰入金



7
 8
 9

図 2.1.2 公立病院 1病院当たり収益的収入に対する繰入金



10
 11
 12

表 2.1.4 公立病院の繰入金の推移

【都道府県・市町村】		(億円)				
	2013	2014	2015	2016	2017	
病院数	839	816	812	792	783	
他会計負担金(医業収益)	1,134	1,081	1,097	1,102	1,132	
他会計補助金(医業外収益)	1,117	1,109	1,090	1,064	1,099	
他会計負担金(医業外収益)	2,707	2,638	2,636	2,679	2,708	
他会計繰入金(特別利益)	226	453	153	93	57	
収益的収入に対する繰入金 (a)※	5,185	5,281	4,976	4,938	4,996	
1病院当たり繰入金	6.2	6.5	6.1	6.2	6.4	
他会計出資金	960	738	659	526	613	
他会計負担金	870	1,042	1,166	1,227	1,187	
他会計借入金	80	61	62	59	64	
他会計補助金	71	89	96	40	46	
資本的収入に対する繰入金 (b)	1,980	1,929	1,983	1,853	1,910	
公立病院合計 (a)+(b)	7,165	7,210	6,959	6,791	6,907	

※)総務省「地方公営企業年鑑」は2014年度のみ資本費繰入収益(医業外収益への繰入)を計上しているが(その後は「皆減」と記載されているが、実際にはその後も存続している)、本稿ではすべての年で除いて示す。

【地方独立行政法人】		(億円)				
	2013	2014	2015	2016	2017	
病院数	67	80	81	88	90	
運営費負担金収益(営業収益)	647	770	856	908	950	
運営費交付金収益(営業収益)	73	43	36	32	29	
運営費負担金収益(営業外収益)	56	70	73	78	75	
運営費交付金収益(営業外収益)	22	21	22	21	21	
運営費負担金等(臨時利益)	3	6	11	2	10	
収益的収入に対する繰入金 (c)	801	910	997	1,041	1,086	
1病院当たり運営費交付金等	11.9	11.4	12.3	11.8	12.1	
運営費交付金	74	61	73	92	90	
運営費負担金	27	5	3	0	0	
資本的収入に対する繰入金 (d)	101	66	76	92	90	
地方独立行政法人合計 (c)+(d)	902	977	1,073	1,133	1,176	

【公立病院+地方独立行政法人】		(億円)				
	2013	2014	2015	2016	2017	
収益的収入に対する繰入金	5,985	6,192	5,973	5,979	6,082	
1病院当たり繰入金	6.6	6.9	6.7	6.8	7.0	
資本的収入に対する繰入金	2,081	1,995	2,059	1,945	2,000	
合計	8,067	8,187	8,032	7,924	8,083	

*総務省「地方公営企業決算状況調査」から作成

1 2.1.3. 項目別繰入金

2

3 以下、総務省「地方公営企業状況調査」から集計した（表 2.1.5）。

4

5 【内訳】

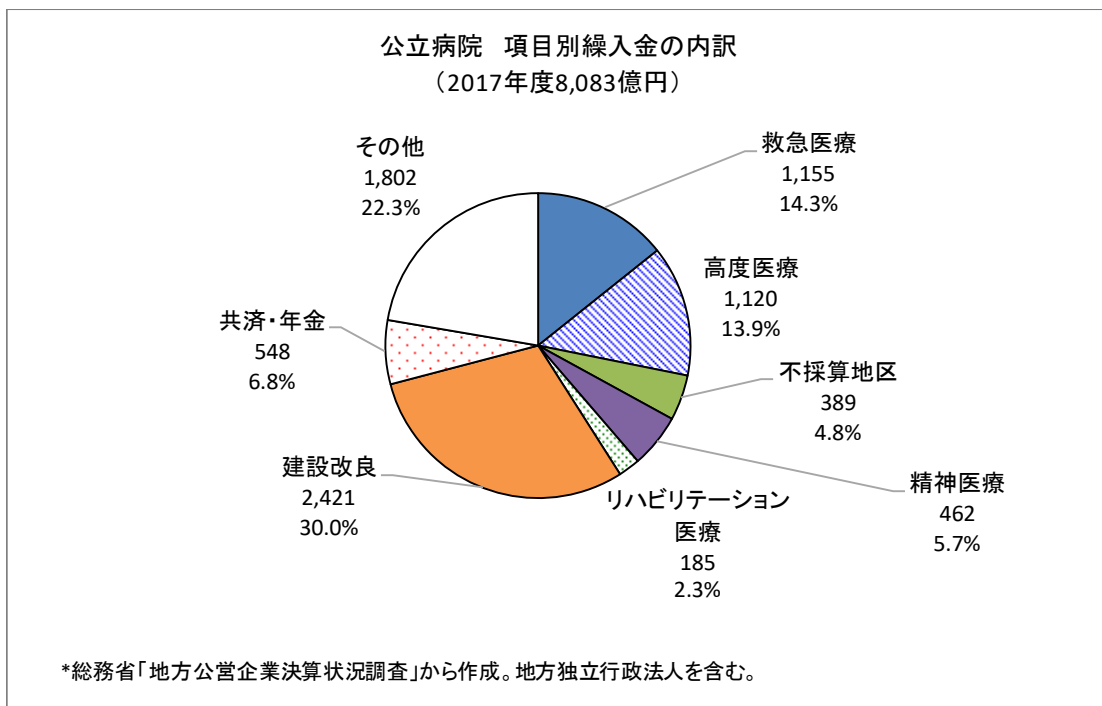
6 一般会計からの繰入金のうち建設改良費（建設改良費、元金、利息）に約
7 3割が充てられていた（図 2.1.3）。公立病院は建て替えにおいて民間医療機
8 関よりも優位である。

9

10

11

図 2.1.3 公立病院 繰入金の内訳（2017年度）



12

13

14

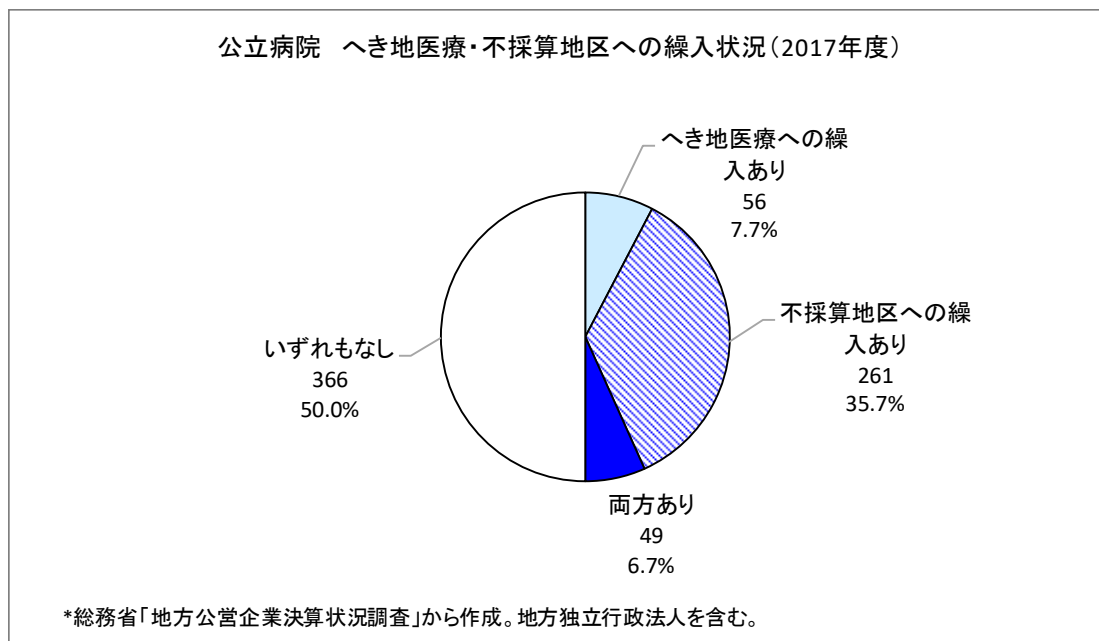
15

16

17

1 へき地医療、不採算地区として繰入金がある病院は公立病院（都道府県・
2 市町村）では 777 病院中 358 病院（46.0%）であった（図 2.1.4）。
3

4 図 2.1.4 公立病院 へき地医療・不採算地区への繰入状況（2017 年度）



5
6

7 【へき地医療繰入基準】

8 ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療
9 所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等の
10 うち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる
11 ものに相当する額

12 イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入を
13 もって充てることができないと認められるものに相当する額

14 【不採算地区】

- 15 • 第 1 種：150 床未満で最寄りの一般病院まで 15 km 以上の一般病院
- 16 • 第 2 種：50 床未満で直近の国勢調査に基づく当該病院の半径 5km 以
17 内の人口が 3 万人未満の一般病院

18

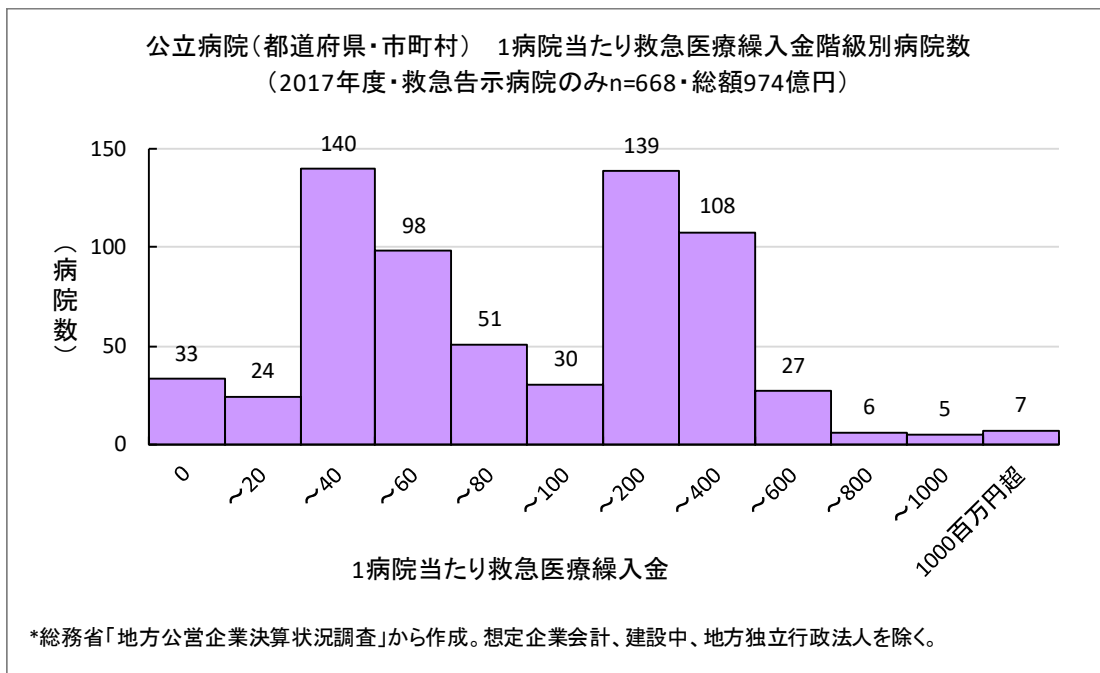
1 【救急医療】

2 民間医療機関にも救急告示病院は多いが、公立病院（都道府県・市町村）
3 では救急告示病院のほとんどの救急医療の繰入金があり、繰入金のある病院
4 の1病院当たり平均繰入金は153百万円であった（図 2.1.5）。

5

6

7 図 2.1.5 公立病院 1病院当たり救急医療繰入金階級別病院数



8

9

10

11

1 【リハビリテーション医療】

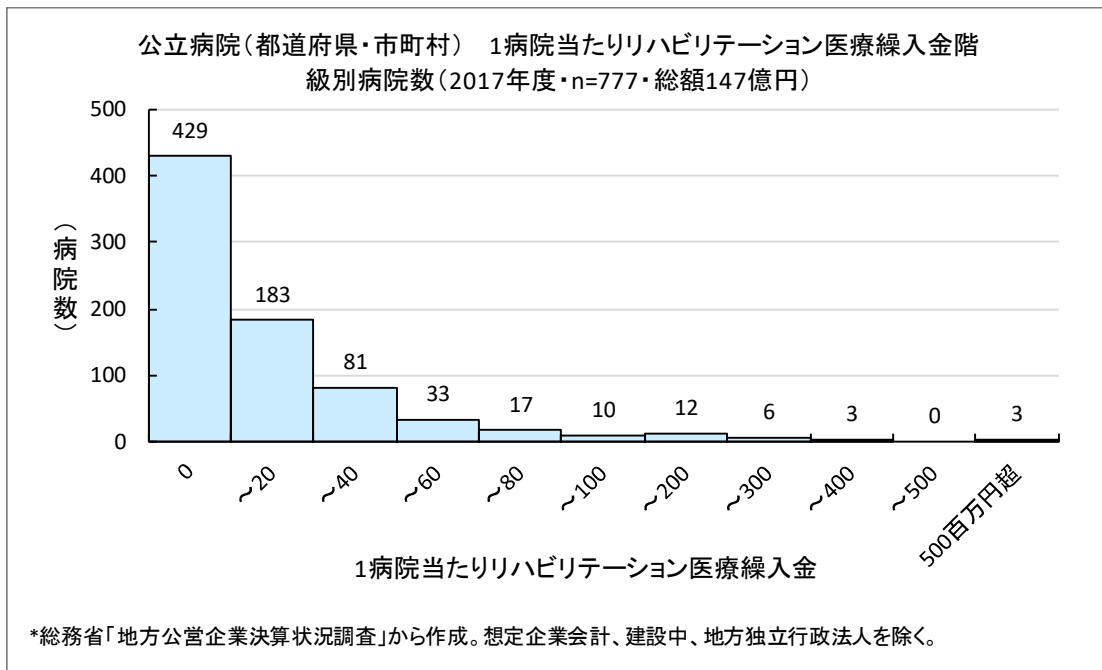
2 特別交付税に関する省令において、「リハビリテーション専門病院」は、「一
3 般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院」と定
4 義されている。一般に回復期リハビリテーション病棟を有する病院と解釈さ
5 れるのではないかと思われるが、公立病院（都道府県・市町村）の44.8%に
6 リハビリテーション医療の繰入金があることから（図 2.1.6）、地域包括ケア
7 病棟入院料なども対象になっているのではないかと推察される。

8 リハビリテーション医療に対する繰入金のある病院の平均繰入額は年
9 42.1 百万円（1 日 10 万円以上）である。

10

11

12 図 2.1.6 公立病院 1 病院当たりリハビリテーション医療繰入金階級別病院数



13

14

15

16

表 2.1.5 公立病院への繰入金の詳細

都道府県・市町村			(億円)					
			2015	2016	2017			
1 収益勘定繰入金	医業収益	他会計負担金 (A)	基準額	01(1)	1,095	1,110	1,147	
			実績入額	01(2)	1,097	1,102	1,132	
		救急医療	基準額	01(3)	979	996	1,026	
			実績入額	01(4)	945	957	986	
		保健衛生行政	基準額	01(5)	115	114	121	
			実績入額	01(6)	123	123	122	
		その他	実績入額	01(7)	29	22	24	
	医業外収益	他会計補助金 (B)	基準額	01(8)	902	896	953	
			実績入額	01(9)	1,090	1,064	1,099	
		研究開発費	基準額	01(10)	76	81	82	
			実績入額	01(11)	72	76	76	
		医師確保対策経費	基準額	01(12)	172	182	199	
			実績入額	01(13)	166	171	185	
		共済追加費用	基準額	01(14)	208	177	192	
			実績入額	01(15)	201	170	181	
		基礎年金拠出金公的負担経費	基準額	01(16)	317	321	341	
			実績入額	01(17)	301	308	324	
		災害復旧費	基準額	01(18)	0	0	0	
			実績入額	01(19)	0	0	0	
		児童手当	基準額	01(20)	75	76	78	
			実績入額	01(21)	71	72	74	
		院内保育所	基準額	01(22)	47	49	53	
			実績入額	01(23)	41	44	47	
		公立病院改革の推進経費	基準額	01(24)	6	11	6	
			実績入額	01(25)	6	10	4	
		経営支援の活用に要する経費	基準額	01(26)		0	1	
			実績入額	01(27)		1	1	
		その他	実績入額	01(28)	231	211	207	
		他会計負担金 (C)	建設改良(利息)	基準額	01(29)	2,490	2,546	2,596
				実績入額	01(30)	2,643	2,679	2,708
			へき地医療	基準額	01(31)	360	333	306
				実績入額	01(32)	387	363	331
			不採算地区	基準額	01(33)	16	15	14
				実績入額	01(34)	18	15	14
			結核医療	基準額	01(35)	299	354	380
	実績入額			01(36)	302	358	378	
	精神医療		基準額	01(37)	48	41	50	
			実績入額	01(38)	42	39	43	
	感染症医療		基準額	01(39)	386	389	383	
			実績入額	01(40)	362	370	370	
	リハビリテーション医療		基準額	01(41)	33	37	42	
			実績入額	01(42)	31	36	39	
	看護師養成所		基準額	01(43)	154	163	163	
			実績入額	01(44)	142	144	147	
	附属診療所		基準額	01(45)	44	41	42	
			実績入額	01(46)	41	39	40	
	高度医療		基準額	01(47)	26	23	27	
			実績入額	01(48)	25	22	25	
	小児医療		基準額	01(49)	922	934	965	
			実績入額	01(50)	869	871	892	
	その他		基準額	01(51)	201	217	225	
			実績入額	01(52)	191	207	214	
	特別利益		他会計繰入金 (D)	基準額	01(53)	233	215	218
				実績入額	01(54)			
			その他	実績入額	01(55)			
	他会計繰入金 (D)		公立病院改革の推進経費	基準額	01(56)	59	3	1
				実績入額	01(57)	153	93	57
		その他	基準額	01(58)	59	3	1	
			実績入額	01(59)	55	3	1	
	その他	実績入額	01(60)	98	89	56		

(億円)

				2015	2016	2017	
2. 資本勘定繰入金	他会計出資金 (E)		基準額	01(61)	698	558	641
			実績入額	01(62)	659	526	613
	建設改良(元金)		基準額	01(63)	506	461	493
			実績入額	01(64)	460	428	468
	建設改良(建設改良費)		基準額	02(1)	130	93	124
			実績入額	02(2)	111	83	94
	公立病院改革の推進経費		基準額	02(3)	61	5	25
			実績入額	02(4)	61	5	25
	その他		実績入額	02(5)	27	11	26
	他会計負担金 (F)		基準額	02(6)	1,164	1,227	1,260
			実績入額	02(7)	1,166	1,227	1,187
	建設改良(元金)		基準額	02(8)	1,012	1,108	1,125
			実績入額	02(9)	932	1,072	1,052
	建設改良(建設改良費)		基準額	02(10)	152	119	134
			実績入額	02(11)	175	130	118
	その他		実績入額	02(12)	59	25	17
	他会計補助金 (G)		基準額	02(13)	1	2	0
			実績入額	02(14)	96	40	46
				02(15)			
				02(16)			
	災害復旧費		基準額	02(17)	1	0	0
		実績入額	02(18)	1	0	0	
経営支援の活用に要する経費		基準額	02(19)	0	0	0	
		実績入額	02(20)	0	0	0	
その他		実績入額	02(21)	95	39	46	
3.繰入金計 (A)~(G)		基準額	02(22)	6,407	6,344	6,598	
		実績入額	02(23)	6,966	6,791	6,907	
4.実績入額が基準額を超える部分及び繰出基準の事由以外の実績入額	収益勘定繰入金	医業収益	他会計負担金	02(24)	41	35	29
		医業外収益	他会計補助金	02(25)	248	229	219
			他会計負担金	02(26)	290	270	275
				02(27)			
	資本勘定繰入金	特別利益	他会計繰入金	02(28)	98	89	52
			他会計出資金	02(29)	68	65	75
			他会計負担金	02(30)	181	141	90
			他会計補助金	02(31)	96	39	43
合計			02(32)	1,021	869	782	
5.収益勘定他会計借入金		繰出基準等に基づくもの	02(33)	3	0	0	
		その他	02(34)	40	24	30	
9.資本勘定他会計借入金		繰出基準等に基づくもの	02(35)	4	0	0	
		その他	02(36)	58	59	64	
7.基準外繰入金合計 02(32)+02(34)+02(36)			02(37)	1,121	952	876	
8.01(10)及び(11)(研究開発費)のうち保健・医療・福祉共同研修経費		基準額	02(38)	3	3	3	
		実績入額	02(39)	3	3	3	
9.01(33)及び(34)(へき地医療)のうち遠隔医療システム運営費		基準額	02(40)	0	0	0	
		実績入額	02(41)	0	0	0	
10.01(49)及び(50)(高度医療)のうち周産期医療分		基準額	02(42)	118	1,393	175	
		実績入額	02(43)	109	1,382	167	
11.うち資本勘定医療繰入金の	(1) 他会計出資金	建設改良(元金)	基準額	02(44)	20	26	19
			実績入額	02(45)	15	20	15
		建設改良(建設改良費)	基準額	02(46)	7	4	2
			実績入額	02(47)	8	4	2
	(2) 他会計負担金	建設改良(元金)	基準額	02(48)	95	109	101
			実績入額	02(49)	86	109	96
		建設改良(建設改良費)	基準額	02(50)	13	12	17
			実績入額	02(51)	15	11	16
	(3) 他会計補助金		基準額	02(52)	0	2	0
			実績入額	02(53)	3	2	2
繰入金計 (1)+(2)+(3)		基準額	02(54)	135	153	138	
		実績入額	02(55)	127	147	131	
12.その他内訳		収益勘定繰入金	基準内	02(56)	71	58	45
			基準外	02(57)	521	480	460
		資本勘定繰入金	基準内	02(58)	6	6	2
			基準外	02(59)	175	69	87

1

* 総務省「地方公営企業決算状況調査」から作成

地方独立行政法人(以下全国計であるが病院ごとに把握可能である) (億円)

		2015	2016	2017
運営費負担金(独立行政法人法第85条)及び運営費交付金(同法第42条)	救急医療	基準額 146	165	176
		実負担(交付)額 145	164	169
	保健衛生行政	基準額 45	47	48
		実負担(交付)額 45	46	47
	看護師養成所	基準額 7	9	8
		実負担(交付)額 7	9	7
	へき地医療	基準額 5	4	5
		実負担(交付)額 5	4	5
	うち遠隔医療システム運営費	基準額 0	0	0
		実負担(交付)額 0	0	0
	不採算地区病院	基準額 11	11	6
		実負担(交付)額 10	11	11
	附属診療所	基準額 0	2	2
		実負担(交付)額 0	1	2
	結核医療	基準額 15	17	16
		実負担(交付)額 15	16	15
	精神医療	基準額 79	95	89
		実負担(交付)額 80	95	92
	感染症医療	基準額 4	7	9
		実負担(交付)額 4	7	6
	リハビリテーション医療	基準額 30	44	42
		実負担(交付)額 31	41	38
	小児医療	基準額 23	25	32
		実負担(交付)額 24	25	31
	高度医療	基準額 207	219	239
		実負担(交付)額 221	223	229
	うち周産期医療分	基準額 24	34	38
		実負担(交付)額 23	33	38
	建設改良	基準額 346	411	439
		実負担(交付)額 330	345	359
	ア 建設改良	基準額 34	35	43
		実負担(交付)額 21	10	12
	うち高度医療分	基準額 0	0	1
		実負担(交付)額 0	0	0
	イ 元金償還	基準額 251	319	342
		実負担(交付)額 246	277	291
	うち高度医療分	基準額 8	10	14
		実負担(交付)額 8	10	13
	ウ 支払利息	基準額 61	57	54
		実負担(交付)額 63	59	55
うち高度医療分	基準額 0	1	2	
	実負担(交付)額 0	1	2	
院内保育所	基準額 6	8	9	
	実負担(交付)額 5	6	8	
研究研修費	基準額 7	9	16	
	実負担(交付)額 7	8	14	
うち保健・医療・福祉共同研修経費	基準額 0	0	0	
	実負担(交付)額 0	0	0	
医師確保対策経費	基準額 9	12	11	
	実負担(交付)額 9	12	10	
公立病院改革の推進経費	基準額 0	0	0	
	実負担(交付)額 0	0	0	
共済追加費用負担経費	基準額 39	20	20	
	実負担(交付)額 39	18	18	
基礎年金拠出金負担経費	基準額 25	22	28	
	実負担(交付)額 25	22	26	
災害復旧費(建設改良に係るもの)	基準額 0	0	0	
	実負担(交付)額 0	0	0	
災害復旧費(建設改良以外に係るもの)	基準額 0	0	0	
	実負担(交付)額 0	0	0	
児童手当	基準額 0	0	0	
	実負担(交付)額 0	0	0	
経営支援の活用に要する経費	基準額 0	0	0	
	実負担(交付)額 0	0	0	
その他		71	78	90
合計	基準額 1,005	1,127	1,194	
	実負担(交付)額 1,071	1,133	1,176	

*総務省「地方公営企業決算状況調査」から作成

1

2

3

1 2.2. 医業収入及び利益

2

3 2.2.1. 医業収入及び医業利益率

4

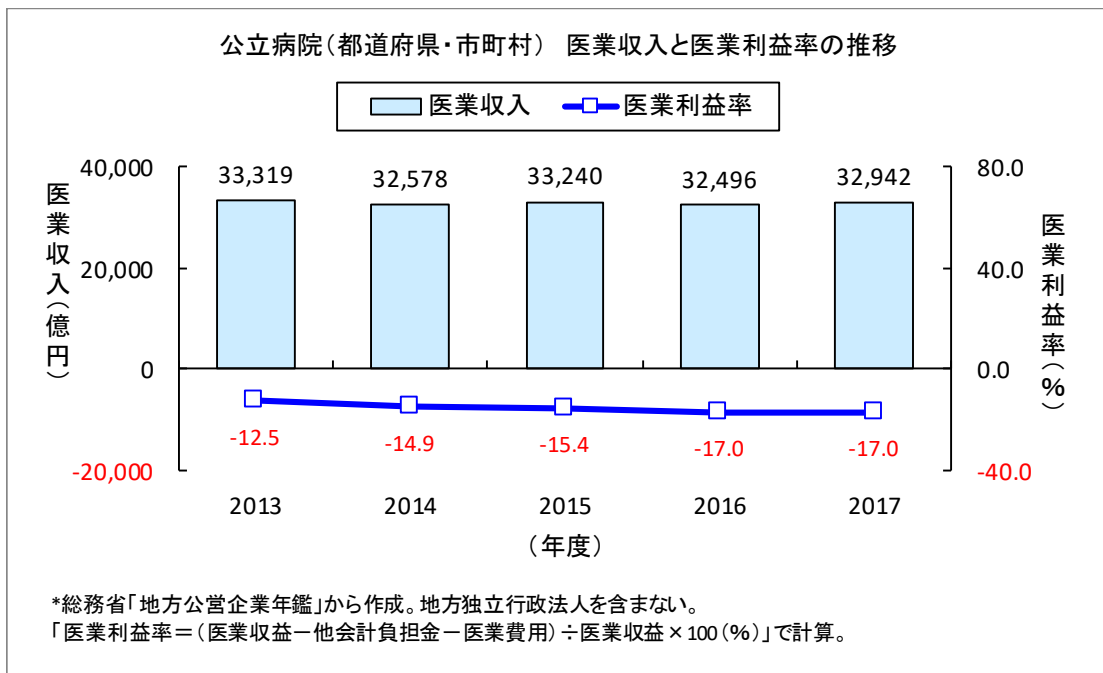
5 ここでは、医業収益から繰入金（他会計負担金、運営費負担金等）を除い
6 たものを医業収入とし、医業利益率を計算した。

7 都道府県・市町村は全体で医業利益は赤字が継続しており、医業利益率が
8 さらに低下傾向にある（図 2.2.1）。

9

10

11 図 2.2.1 公立病院（都道府県・市町村） 医業収入と医業利益率の推移



12

13

14

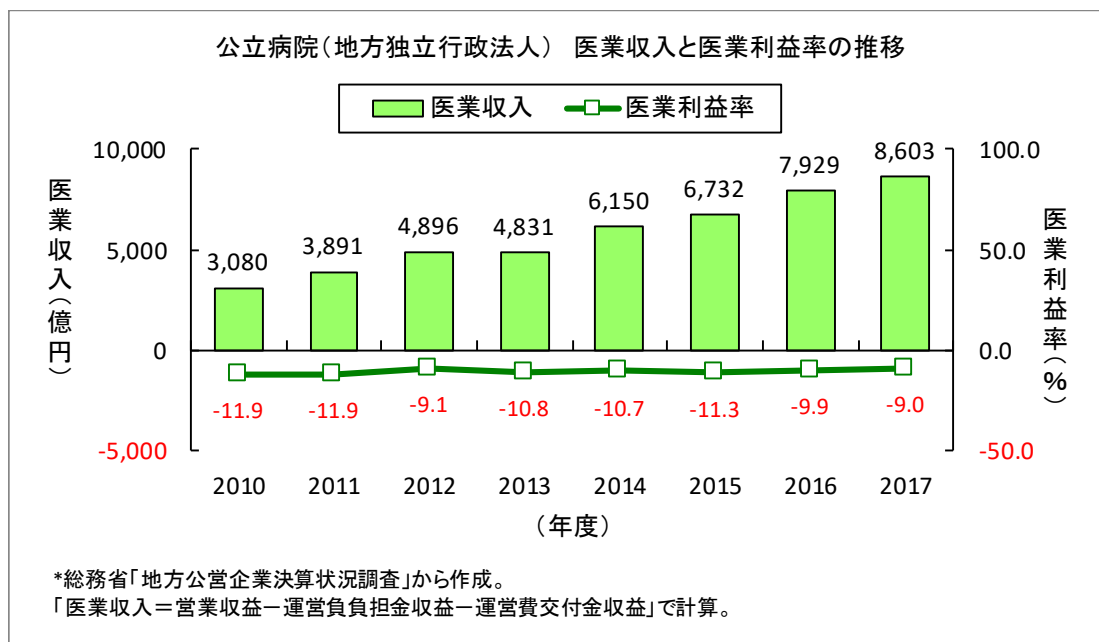
15

16

1 地方独立行政法人は独法化する病院数が増えていることから全体として
 2 医業収入は増加しているが、医業利益率は▲10%前後である（図 2.2.2）。

3
 4

5 図 2.2.2 公立病院（地方独立行政法人） 医業収入と医業利益率の推移



6
 7
 8

表 2.2.1 公立病院（都道府県・市町村）の損益計算書

(億円)

	2015	2016	2017	摘 要
1. 総収益	40,542	39,790	40,195	
(1) 経常収益	40,108	39,364	39,914	
医業収益 ①	34,337	33,598	34,074	
入院収益	21,954	21,491	21,781	
外来収益	10,179	9,905	10,066	
その他医業収益	2,203	2,202	2,227	
他会計負担金 ②	1,097	1,102	1,132	法17条の2第1項第1号
室料差額収益	325	312	312	
公衆衛生活動収益	236	240	242	
医療相談収益	177	172	170	
その他	370	375	371	
医業外収益	5,772	5,766	5,840	
国庫補助金 ※4)	58	53	51	
都道府県補助金 ※4)	118	114	112	
他会計補助金	1,090	1,064	1,099	法17条の3
他会計負担金	2,636	2,679	2,708	法17条の2第1項第2号
長期前受金戻入	989	1,034	1,045	
資本費繰入収益	91	99	107	
その他	789	723	718	
(2) 特別利益	433	425	281	
(再掲)他会計繰入金	153	93	57	
2. 総費用	41,244	40,765	41,050	
(1) 経常費用	40,656	40,213	40,726	
医業費用 ③	38,346	38,014	38,549	
職員給与費	18,723	18,858	19,059	
材料費	8,270	8,021	8,189	
(再掲)薬品費	4,339	4,187	4,225	
(再掲)給食材料費	169	164	164	
経費	7,995	7,773	7,905	
減価償却費	3,100	3,115	3,146	
資産減耗費	97	86	86	
研究研修費	161	162	165	
医業外費用	2,310	2,199	2,177	
(2) 特別損失	588	552	324	
3. 経常利益	575	418	387	黒字病院の経常収益-経常費用
4. 経常損失	1,123	1,267	1,198	赤字病院の経常費用-経常収益
5. 純利益	605	455	401	黒字病院の総収益-総費用
6. 純損失	1,307	1,430	1,256	赤字病院の総費用-総収益

※建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計から繰入を行う場合で、当該繰入金を長期前受金に計上することなく当該年度に収益計上した額

*総務省「地方公営企業年鑑」「地方公営企業決算状況調査表作成要領」から作成。「法」は地方公営企業法。

本稿での医業利益率の計算

(億円)

	2015	2016	2017	
医業収入 ①-②	33,240	32,496	32,942	
医業費用 ③	38,346	38,014	38,549	
医業利益(医業収入-医業費用)	-5,106	-5,519	-5,607	
医業利益率(%)	-15.4	-17.0	-17.0	

表 2.2.2 公立病院（地方独立行政法人）の損益計算書

(億円)

	2013	2014	2015	2016	2017
1. 総収益 (B)+(C)+(G) (A)	5,693	7,159	7,821	9,090	9,819
(1) 営業収益 (B)	5,550	6,963	7,624	8,869	9,582
入院収益 ①	3,357	4,291	4,611	5,354	5,792
外来収益 ②	1,220	1,571	1,806	2,177	2,387
運営費負担金収益	647	770	856	908	950
運営費交付金収益	73	43	36	32	29
補助金等収益 ③	34	29	27	31	31
資産見返戻入 ④	53	66	71	109	112
その他医業収益 ⑤	166	193	218	258	282
(2) 営業外収益 (C)	134	159	163	190	198
運営費負担金収益	56	70	73	78	75
運営費交付金収益	22	21	22	21	21
補助金等収益	2	2	2	3	3
財務収益	3	3	3	2	2
その他医業外収益	52	62	63	86	96
2. 総費用 (E)+(F)+(H) (D)	5,608	7,177	7,855	9,134	9,948
(1) 営業費用 (E) ④	5,352	6,810	7,493	8,711	9,381
職員給与費	2,661	3,392	3,676	4,281	4,612
材料費	1,219	1,571	1,819	2,161	2,346
減価償却費	467	570	634	749	789
その他の医業費用	1,005	1,276	1,364	1,521	1,635
(2) 営業外費用 (F)	181	275	287	330	354
3. 経常利益	184	143	145	164	177
4. 経常損失 (△)	33	106	139	147	132
5. 臨時利益 (G)	9	37	34	31	39
(1) 運営費負担金等	3	6	11	2	10
(2) 固定資産売却益	0	3	11	1	3
(3) その他	5	28	12	28	25
6. 臨時損失 (H)	75	93	75	93	213
7. 純利益	166	130	125	132	165
8. 純損失 (△)	74	148	160	176	294
9. 目的積立金取崩額 (I)	2	2	12	0	1
10. 当期純損益 (J)	95	-18	-25	-44	-129

*総務省「地方公営企業決算状況調査」から作成

本稿での医業利益率の計算

(億円)

	2013	2014	2015	2016	2017
医業収入 ①～⑤	4,831	6,150	6,732	7,929	8,603
医業費用 ④	5,352	6,810	7,493	8,711	9,381
医業利益(医業収入－医業費用)	-521	-660	-761	-782	-778
医業利益率(%)	-10.8	-10.7	-11.3	-9.9	-9.0

1 2.2.2. 医業利益率と給与費および病床利用率

2

3 ここでは、医業収益に他会計負担金（繰入金）を含んで計算した。

4

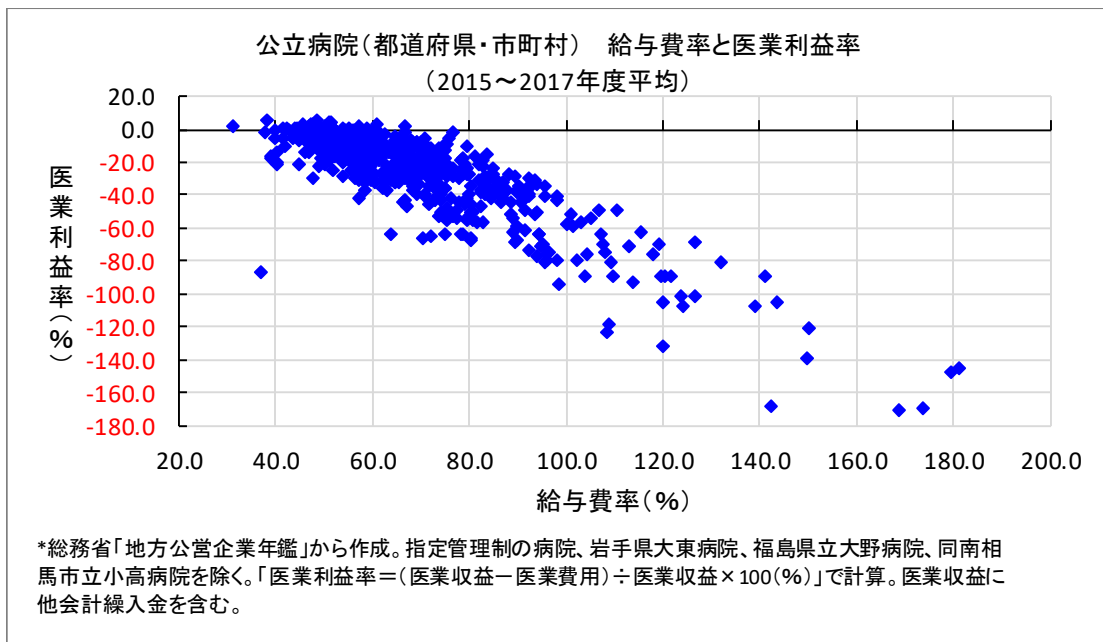
5 公立病院（都道府県・市町村）では、給与費率が高い傾向にあり（図 2.2.3）、
6 給与費率 60%超ではほとんど赤字である他会計負担金（繰入金）を含んでい
7 るが、それでも赤字である。

8 医業利益 3 期連続黒字は集計した 654 病院中 19 病院にすぎず、このうち
9 中小病院（200 床未満）は 3 病院であった。

10

11

12 図 2.2.3 公立病院（都道府県・市町村） 給与費率と医業利益率



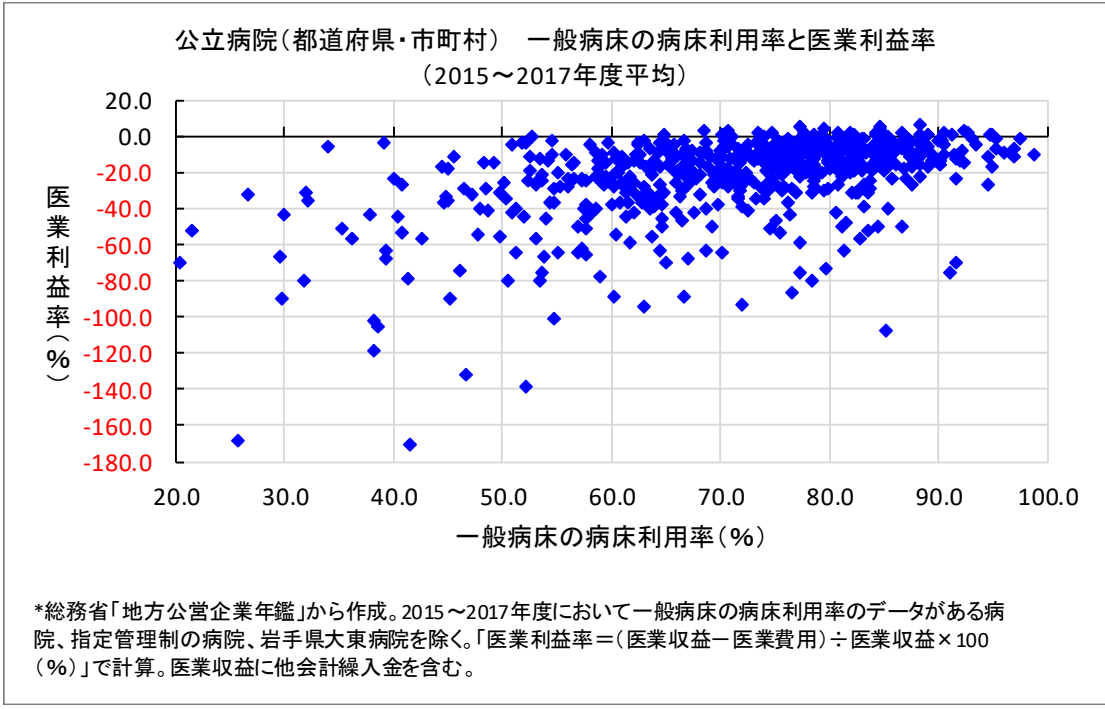
13

14

15

1 一般病床のある公立病院の約 3 分の 1 は赤字で、一般病床の病床利用率が
 2 70%未満の病院が少なくなく、病床利用率 70%未満ではほとんど赤字である
 3 (図 2.2.4)。病床利用率が低い病院は地域の需要に対して病床が過剰である。
 4 一方で、病床利用率が高くても赤字の病院が多い。病床利用率が高いにも
 5 かかわらず医業利益率が低い病院はコスト高で、繰入金で補てんされている。
 6 病床利用率が高いことだけをもって、民間より優位にあると評価することは
 7 できない。

10 図 2.2.4 公立病院(都道府県・市町村) 一般病床の病床利用率と医業利益率



11
 12
 13